平成２４年（フ）第８３５号
広島県廿日市市六本松２丁目２番１号
債務者　隅田　昌孝
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坊垣内　拓
4　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２１号
広島県東広島市高屋高美が丘３丁目２番15号
債務者　胡麻　悟志
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大橋　弘美
4　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６５号
神戸市中央区二宮町１丁目４番10―202号
債務者　松本　勝明
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
4　破産債権の届出期間　平成24年10月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９号
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷1555番地４
債務者　澤　　克大
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　伸幸
4　破産債権の届出期間　平成24年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１２号
鳥取県鳥取市雲山172番地19
債務者　森原　和則
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人西川総合法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午前11時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２６２号
北海道北斗市七重浜６丁目９番８号　ロイヤルハイツⅡ101
債務者　竹ケ原真澄
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２６３号
函館市亀田本町24番２号ルグラン亀田本町102
債務者　高橋　珠未
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３８号
岩手県一関市大東町大原字立町86番地
債務者　小山　　晃
1　決定年月日時　平成24年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４２号
滋賀県長浜市高月町柏原594番地
債務者　中川　泰志
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
千葉県八街市大木631番地58　フォーブル101号
債務者　関　　武志
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２３５号
千葉県白井市けやき台２丁目２番７棟103号
債務者　尾山　高之
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２３６号
千葉県白井市西白井４丁目17番地５　エクセルシアＪM204号
債務者　渡部　和彦
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２４１号
千葉県印西市舞姫２丁目２番地Ｂ棟106号
債務者　白井　忠敏
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２４５号
千葉県白井市西白井４丁目17番地６　ヴィアーレＪＳ101号
債務者　阿部まどか
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第２５２号
千葉県印旛郡酒々井町中央台３丁目１番　３棟201号
債務者　大和田タニアこと　OWADA　GARCIA　TANIA　MYLUSKA
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部